

地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成23年6月10日条例第6号)

東日本大震災の被災者支援のために行われた地方税法の改正に伴い、市税条例の規定整備を行いました。

個人の市民税について東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期間の特例措置が講じられたこと等に伴い、必要な制度改正を行っています。

なお、改正の概要は以下のとおりです。

<改正事項>

1 個人市民税

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用を受けていた住宅が災害等により居住の用に供することができなくなった場合は、住宅ローン控除が適用できなくなるところ、東日本大震災による場合は、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅ローン控除を適用することとする。

【参考】個人住民税の住宅ローン控除について

対 象	所得税の住宅ローン控除の適用者で、平成11～18年又は平成21～25年に入居した者
控除額	次のいずれか小さい額を控除 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等の合計額×5/100（97,500円を上限）

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 被災代替住宅用地の特例

住宅用地の課税標準の特例措置（※）は、住宅が建設されている土地にのみ適用可能であるが、東日本大震災による被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる更地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地の面積相当分について、住宅が建設されていなくても、取得後3年度分につき住宅用地とみなして、住宅用地の課税標準の特例を適用することとする。

【参考】※住宅用地の課税標準の特例

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 （住宅1戸当たり200㎡以下の部分）	価格の1/6	価格の1/3
一般住宅用地 （住宅1戸当たり200㎡を超える部分）	価格の1/3	価格の2/3

(2) 被災代替家屋の特例

東日本大震災による被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得、改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、最初の4年度分につき2分の1、その後の2年度分につき3分の1を減額することとする。

<施行期日>

1 上記1の改正

平成24年1月1日

2 上記2の改正

平成23年6月10日